

平成26年9月定例会会議録（第2号）

平成26年9月5日 金曜日 午前10時00分開議

小 関 勝 助 議 長 大 道 寺 信 副議長

出 席 議 員 （ 1 6 名 ）

1 番	赤 間 泰 広	議員	2 番	梅 津 善 之	議員
3 番	江 口 忠 博	議員	4 番	今 泉 春 江	議員
5 番	小 関 秀 一	議員	6 番	竹 田 博 一	議員
7 番	我 妻 昇	議員	8 番	大 道 寺 信	議員
9 番	蒲 生 光 男	議員	1 0 番	町 田 義 昭	議員
1 1 番	佐々木 謙 二	議員	1 2 番	安 部 隆	議員
1 3 番	渋 谷 佐 輔	議員	1 4 番	高 橋 孝 夫	議員
1 5 番	大 沼 久	議員	1 6 番	小 関 勝 助	議員

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

説 明 の た め 出 席 し た 者

内 谷 重 治	市 長	遠 藤 健 司	副 市 長
中 井 晃	総 務 課 長	齋 藤 環 樹	財 政 課 長
谷 澤 秀 一	企 画 調 整 課 長	高 石 潤 一	税 務 課 長
松 本 弘	市 民 課 長	梅 津 明 夫	健 康 課 長
松 木 幸 嗣	福 祉 生 活 あ ん し ん 課 長	種 村 正 一	子 育 て 支 援 課 長
青 木 邦 彦	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	渋 谷 憲 治	市 民 相 談 セ ン タ ー 所 長
堀 越 俊 一 郎	監 査 委 員	加 藤 弘 二	教 育 委 員 長
加 藤 芳 秀	教 育 長	遠 藤 誠 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
孫 田 邦 彦	農 林 課 長	梅 津 和 士	商 工 振 興 課 長
鈴 木 広 弥	観 光 振 興 課 長	松 木 満	建 設 課 長
鈴 木 一 則	ま ち ・ 住 ま い 整 備 課 長	横 山 賢 一	上 下 水 道 課 長
遠 藤 敏 男	管 理 課 長	齋 藤 理 喜 夫	文 化 生 涯 学 習 課 長
佐 野 安 広	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	寒 河 江 新 一	学 校 給 食 共 同 調 理 場 長
佐々木 弘 充	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 一	監 査 委 員 事 務 局 長
鈴 木 隆 政	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渋 谷 正 通	消 防 主 幹

事務局職員出席者

飯澤常雄 議会事務局長
鈴木和夫 議事調査係長
小林克人 補佐
安達洋司 主任技士

議事日程（第2号）

平成26年9月5日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 市政一般に関する質問

- 4番 今泉春江 議員
- 3番 江口忠博 議員
- 5番 小関秀一 議員
- 9番 蒲生光男 議員
- 14番 高橋孝夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

開 議

○小関勝助議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

なお、鈴木榮一農業委員会会長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、許可いたしましたのでご報告いたします。

また、山形新聞記者から、今定例会のパソコン、カメラ、録音機の使用について申請があり、許可いたしましたのでご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○小関勝助議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力お願いいたします。

それでは順次ご指名いたします。

今泉春江議員の質問

○小関勝助議長 順位1番、議席番号4番、今泉春江議員。

(4番今泉春江議員登壇)

○4番 今泉春江議員 おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、内谷市長に、通告しております3つの質問をいたします。

まず、第1は、集団的自衛権の行使についてです。

安倍内閣は、7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定をしました。集団的自衛とは、日本が直接攻撃を受けていないのに、同盟国など密接な関係にある国が攻撃された場合、連帯して武力で反撃するというものですが、これは、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄すると定めた憲法第9条に明らかに反するものであり、これまでの歴代内閣も、集団的自衛権の行使は憲法第9条があるからできないとしてきたのです。このため、自衛隊を海外に派兵した場合でも、第9条があるからと後方支援に徹し、武力の行使を禁止してきました。この結果、日本は戦後69年間、戦争によって一人も殺さず、殺されない名誉ある実績を積み上げてこれたのであります。日本はこの憲法第9条がある限り、戦争をすることはできないのであります。

ところが、安倍内閣は、日本が攻撃を受けていなくても、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険などがある場合は、憲法第9条を変えなくても他国と戦争ができると勝手に解釈し、集団的自衛権の行使に踏み出すことを決定したのであります。

しかし、集団的自衛権行使の要件としている、我が国の存立が脅かされ云々の判断は、政府が行おうとしています。したがって、こんな要件は、歯どめにも何の気休めにもなりません。

私は、安倍内閣の集団的自衛権行使容認の閣議決定には絶対容認できない重大な問題がある